

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充当される経費について

平成26年4月1日から、消費税率(国・地方)が5%から8%へ、令和元年10月1日から、8%から10%へそれぞれ引き上げられました。

また、地方消費税の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障施策に要する経費(事務費や人件費は除く)に充てるものとされています。(地方税法第72条の116第2項)

令和6年度一般会計における社会保障施策経費への充当状況は下記のとおりです。

【歳入】 令和6年度地方消費税交付金当初予算額 145,315 千円

うち令和6年度地方消費税交付金(社会保障財源化分) 95,300 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 1,550,615 千円

区 分		事業費	財源内訳					
			特定財源				一般財源	
			国支出金	県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉費	社 会 福 祉 事 業	91,876	0	11,645	21,400	0	3,914	54,917
	障 が い 者 福 祉 事 業	219,113	84,977	63,921	7,400	52	20,572	42,191
	高 齢 者 福 祉 事 業	135,692	0	22,973	5,300	2,001	12,730	92,688
	児 童 福 祉 事 業	520,471	151,724	79,432	12,100	90,268	31,829	155,118
	後期高齢者医療事業	8,827	1,710	0	0	0	0	7,117
	小 計	975,979	238,411	177,971	46,200	92,321	69,045	352,031
社会保険費	国 民 健 康 保 険 事 業	192,384	12,872	29,322	0	0	18,062	132,128
	介 護 保 険 事 業	1,010	0	0	800	0	95	115
	後期高齢者医療保険事業	18,142	0	0	0	0	0	18,142
	小 計	211,536	12,872	29,322	800	0	18,157	150,385
保健衛生費	保 健 衛 生 事 業	284,891	418	1,104	7,900	11,000	1,259	263,210
	健 康 増 進 ・ 予 防 事 業	78,209	1,944	630	0	18,659	6,839	50,137
	小 計	363,100	2,362	1,734	7,900	29,659	8,098	313,347
合 計		1,550,615	253,645	209,027	54,900	121,980	95,300	815,763

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は各事業に要する経費のうち充当対象経費(事務費や職員の人件費を除いたもの)の比率に応じてあん分し充当しています。